

R 2 営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 第3駐車場公衆トイレ改修工事管

図面目録	
番号	図面名称
P-1	管工事 特記仕様書1
P-2	管工事 特記仕様書2
P-3	付近見取図・配置図
P-4	給排水衛生設備 平面図 改修前/後
P-5	浄化槽設備 仕様・平面図・立面図・配筋図
P-6	浄化槽設備 浮上防止アカ-取付図・既設浄化槽撤去要領
P-7	支障物件確認図

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	課員	担当

管工事仕様書

I. 工事名
R2 営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 第3駐車場公衆トイレ改修工事管

II. 工事箇所
鳴門市鳴門町土佐泊浦

III. 建物概要

建物名称	第3駐車場公衆トイレ	構造	R C 造	階数	平屋建
建築基準法による延床面積(m ²)	37.04	消防法施行令別表第1の区分	(15) 項		

IV. 工事種目

種類	工事概要
衛生器具設備	図示の衛生器具設備を改修する工事一式。
給水設備	図示の給水設備を改修する工事一式。
排水設備	図示の排水設備を改修する工事一式。
浄化槽設備	図示位置へ浄化槽を新設する工事一式。
撤去工事	図示の設備を撤去する工事一式。

V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

VI. 特記仕様(一般共通事項)

1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官署その他への届出手続等は(標仕<1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針<1>1.1.3)を参考とする。
2. 本受電後引渡しまでの基本料金(本工事・別途)
工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
3. 完成図等
(1) 本工事は電子納品の対象工事である。
(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。
4. 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
・竣工図の製本×3部(2つ折、原図版)・竣工図の電子データ(CD-R)×2部・保全に関する資料×1部
・工事写真:写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部・使用材料一覧表×1部(うち電子データ1部)
(注)・竣工図(製作、データ共)については、必要な関係図面(原図、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。
・竣工図の電子データ(CD-R)は、CADデータ(SFC形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする。
5. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕<1>1.2.2、<1>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のため必要な処置をとる。(標仕<1>1.3.4、監理指針<1>1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕<1>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の接合作業に関する事項」を設けること。
6. 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕<1>1.1.8)による。
7. 技能士の適用
技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るために技能の指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印…適用作業	工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業	
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	
コンクリート	コンクリート	・ コンクリート圧送工事作業	
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	
木	建築大工	・ 大工工事作業	
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業	
	建築板金	・ 内外装板金作業	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業・木製建具機械加工作業・アルミ製室内建具製作
	サッシ施工	・ ピル用サッシ施工業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ工事作業
	表装	・ 鋼製下地工事作業・ボード仕上げ工事作業
配管	配管	・ 表具作業・壁装作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工業

7. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
8. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
9. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
10. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕<2>4.1.3)梁、スラブ等の構造体貫通の場合には、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
11. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
12. 他工事との取り合いは下表による。

工事項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	別途工事	備考
はり貫通部のスリーブ	○	○	○			
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ	○	○	○			
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

13. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕<1>1.3.9)により行う。

(1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

種類	処分許可業者の会社名 (区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	(有)川上組碎石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	12.4	7000/11t車	t
コンクリート(有筋)	(有)川上組碎石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	12.4	7000/11t車	t
アスファルト	四国リサイクル㈱ (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 鳴門市瀬戸町明神字馬越26-1	12.3	1,000	t
金属(処分)	株旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	30.1	0	t
ガラス	株フクブル		徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番地	34.7	4,000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番地先	17.0	22,700	t

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積を求める、減額変更を行うことがある。
- なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

(2) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。

- (3) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行なう。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

(4) 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。

- (5) 受注者は、建設副産物が排出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(ミニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の提示しなければならない。

(6) 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19条)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂・碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進実施書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

(7) 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならぬ。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類

類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイ

29. 受注者は移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置・ブームの高さを制限する装置等)付の車両を原則使用しなければならない。ただし、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。
30. 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。
32. 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
33. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
34. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の評査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
35. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官房監修部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
(1) 本工事の建物分類は(特定の施設・(一般の施設))であり、地域係数は((1.0)・(0.9))とする。
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般的施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器 (・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・)

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器(機種の適用を受けるものは除く)の取扱については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

36. 各種荷重計算

対象機材 (・ 屋上、塔屋等に設置する機器 ・)

37. 強度計算

対象機材 (・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・)

38. 土工事の残土処分

(○ 構外に搬出しありに処理 土壤検査を本工事で(・ 行う(箇所) ○ 行わない) ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積)

なお、民間の残土処分場へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

39. コンクリート工事

(○ 強度試験 (○ 公共試験機関 ・ JIS工場) ○ 構造体強度補正値(S)による補正 ○ 調合表提出 ○ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ○ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

40. 撥発性有機化合物を使用した材料の使用制限

(1) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
(2) 保温材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
(3) 接着剤は、フル酸ジ-*n*-フェニル及びフル酸ジ-*n*-ヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

41. 設計変更箇所確認(設計事務所による工事監理がある場合に適用)

工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること

工事しゆん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

42. 次表により中間検査の対象工事となつた場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	一	1回
3千万円以上5千万円未満	一	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) ① 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。

43. 工事に影響のある範囲内の中間検査

備品等名称
保管場所
注意事項

44. 仮設トイレの洋式化

受注者は当初請負対象額(設計金額)1千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

・当初請負対象額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。

・当初請負対象額(設計金額)7千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

45. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報を電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。

対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

VII. 使用材料(管材)

用 途

名 称

番 号

備 考

○ 給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWVA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWVA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
〃	水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	①W又は②W
〃	水道配水用ポリエチレン管	JWVA K 144	EF継手
○ 排 水・通 気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
○ 排 水(衛生器具接続部)	耐火二層管(内管VP)		
〃 (屋外)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
○ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62		RS-VU
○ 給 湯	銅管(Mタイプ)	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWVA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	保溫付被覆鋼管	原管	
〃 (コンクリート埋設部)	被覆鋼管	JIS H 3300	
消 火	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ 斯	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)	JIS K 6774	
油	ガス用ポリエチレン管	JIS G 3452	SGP
○ エア(浄化槽・プロワー)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
○ 圧 送(浄化槽・放流栓)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP

IX. 機材等

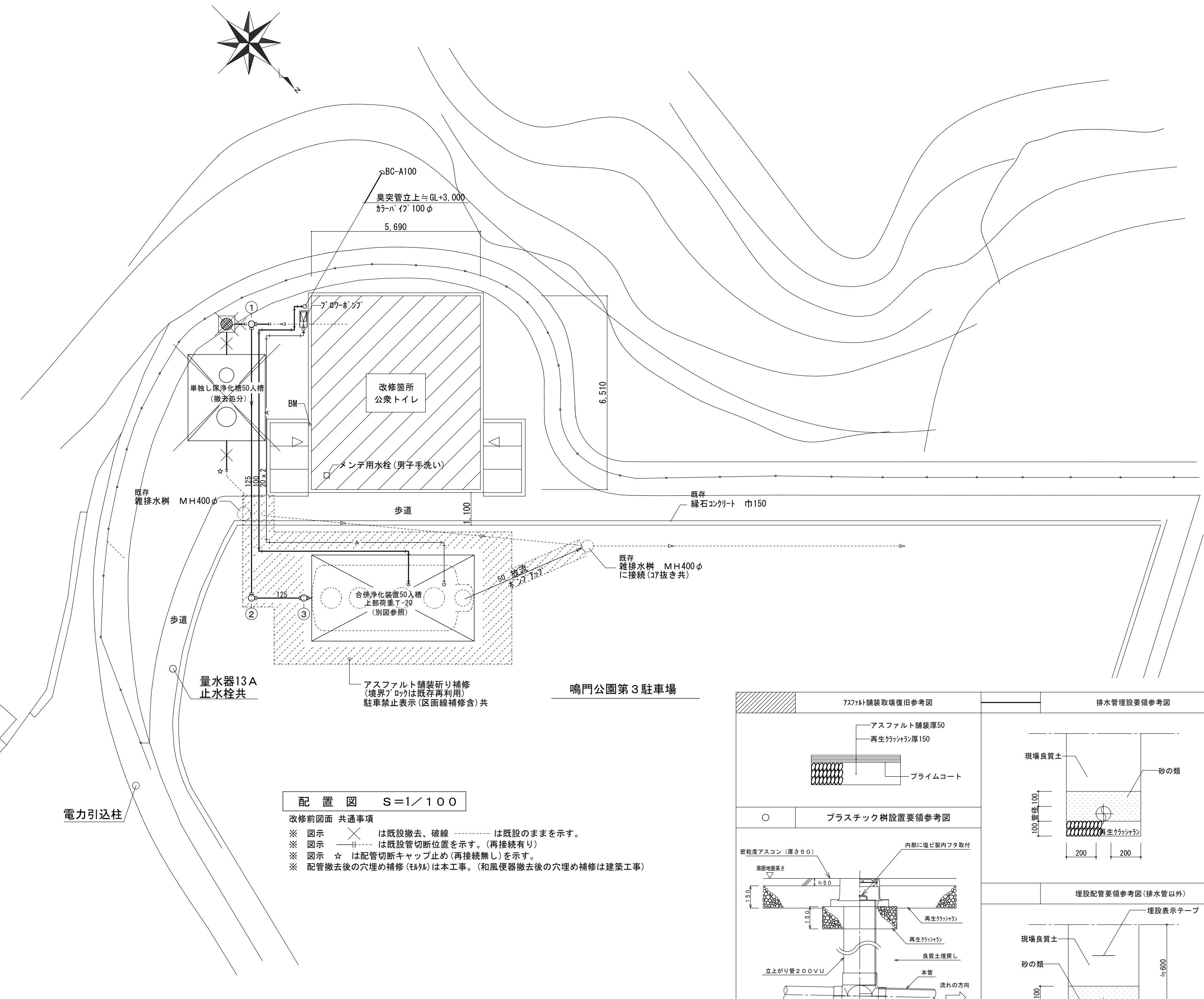
1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名・注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、錆鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラ
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・錆鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・錆鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉型隔膜式膨脹タンク(給湯用)



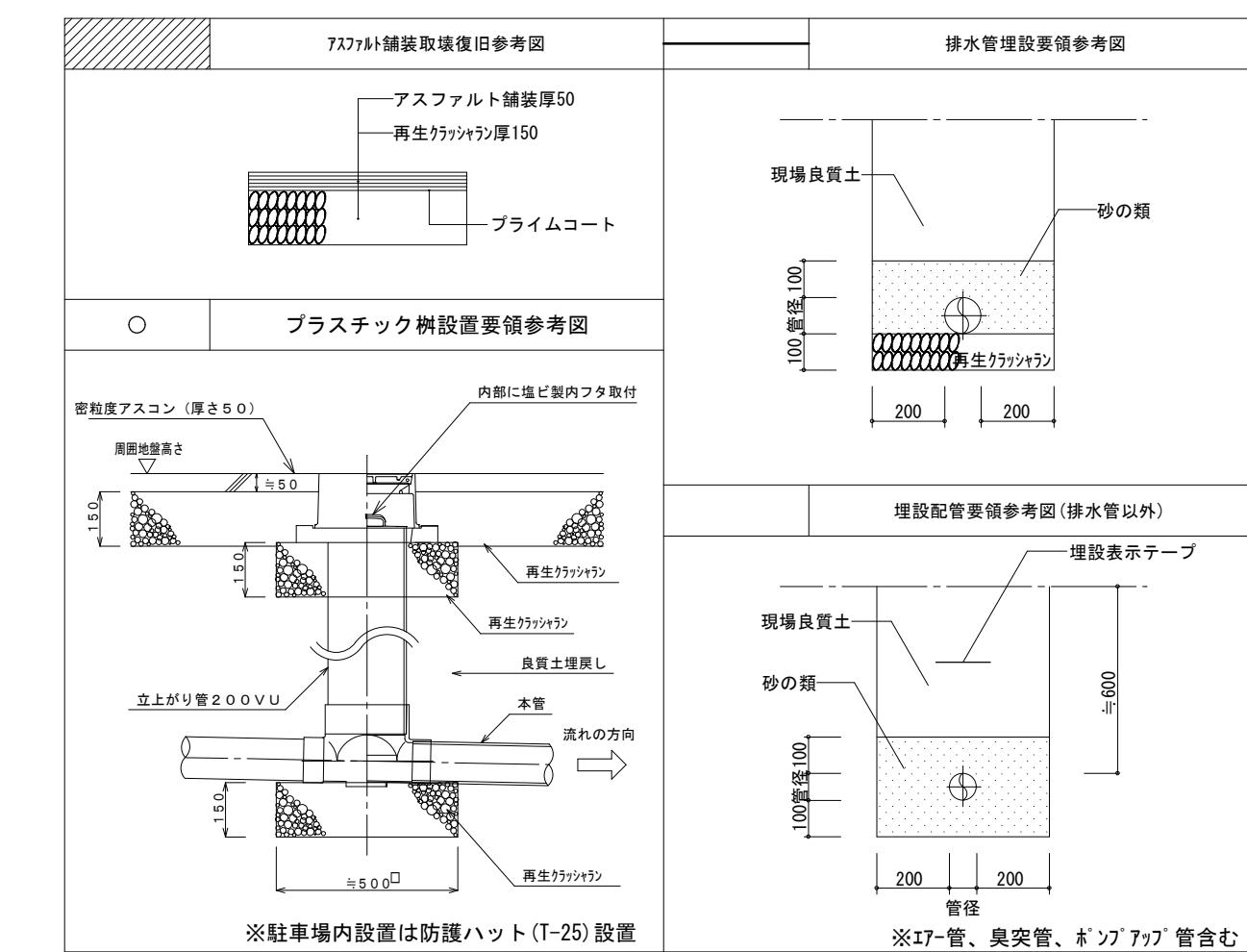
会所リスト					
記号	名 称	規 格	樹寸法	底部形状	管底(BMより)
①	新設污水樹	プラスチック樹	125-200φ	90L	- 550
②	"	"	"	90L	- 650
③	"	"	ST	-	670
一	小型合併浄化槽流入管底		-	- 700	---

※ BMは図示引出し位置のFL天端を示す。



配 置 図 S=1/100

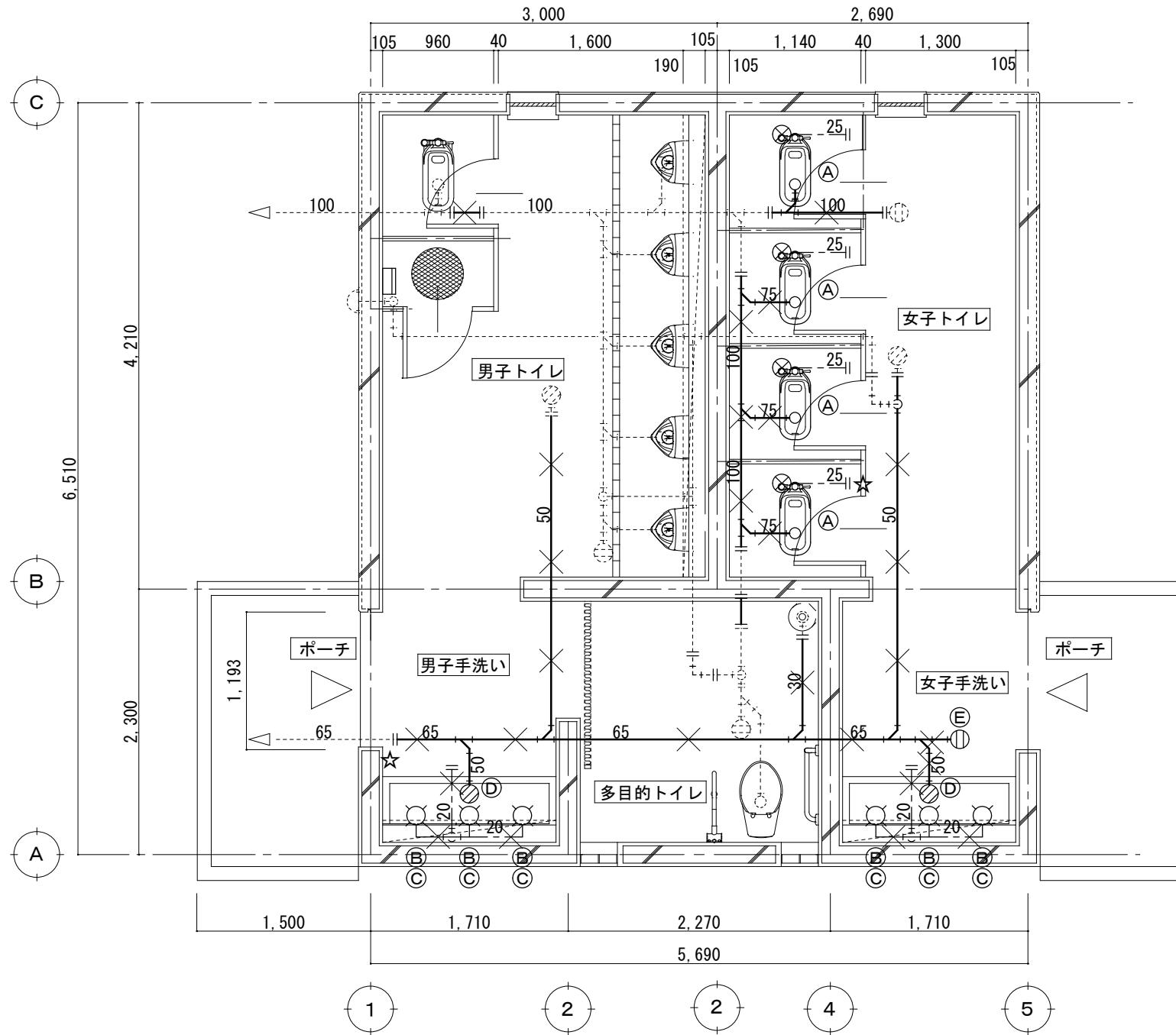
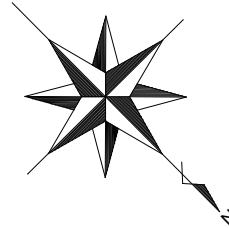
改修前図面 共通事項
 ※ 図示 は既設撤去、破線 は既設のままを示す。
 ※ 図示 は既設管切断位置を示す。(再接続有り)
 ※ 図示 は配管切断キャップ止め(再接続無し)を示す。
 ※ 配管撤去後の穴埋め補修(モルタル)は本工事。(和風便器撤去後の穴埋め補修は建築工事)



※駐車場内設置は防護ハット(T-25)設置

※I7-管、臭突管、ポンプアッフ管含む

工事名称 R 2 営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 第3駐車場公衆トイレ改修工事管	図面番号 P-3	max 株式会社 マックス設計		
		Urban Consultant	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-	
図名 付近見取図・配置図	縮尺 A2 A3	1/100 1/143	大臣登録 第302457号 知事登録 第61074号 一級建築士 田 浩 宏 樹	TEL 0883 (52) 0574 FAX (53) 9840

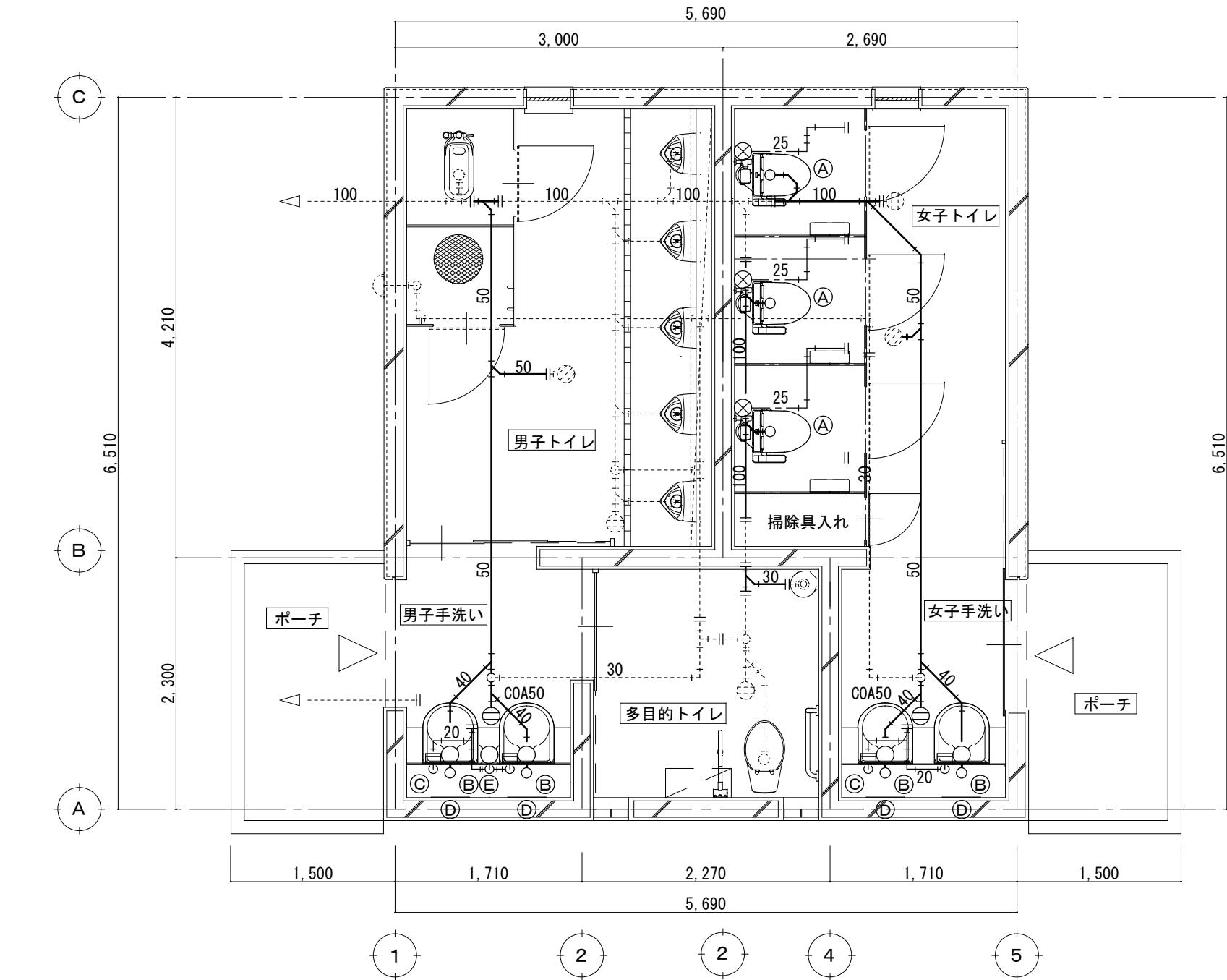


撤去器具表

名 称	参考品番 : TOTO		数 量
Ⓐ 和風便器	-----		4
Ⓑ 横水栓	-----		6
Ⓒ 化粧鏡	-----		6
Ⓓ 排水金物	T14BA50		2
Ⓔ 床上掃除口	-----		1

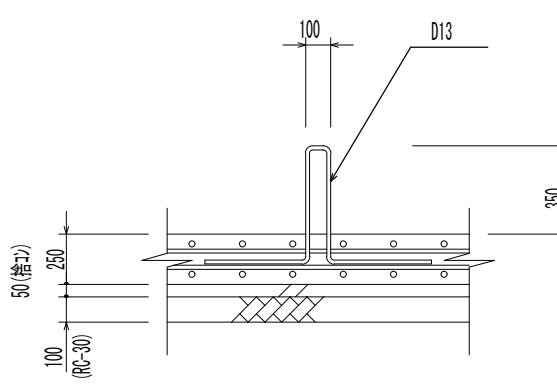
工事名称 R 2 営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 第3駐車場公衆トイレ改修工事管

図名 給排水衛生設備 平面図 改修前/後



器 具 表

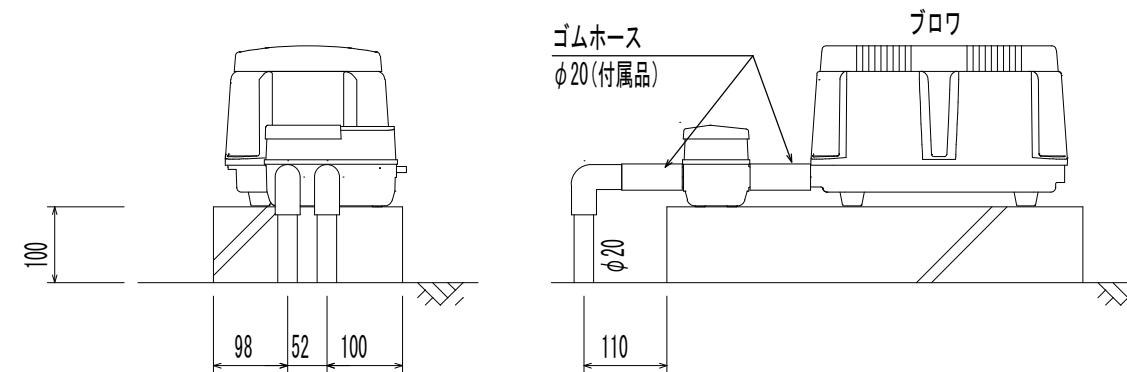
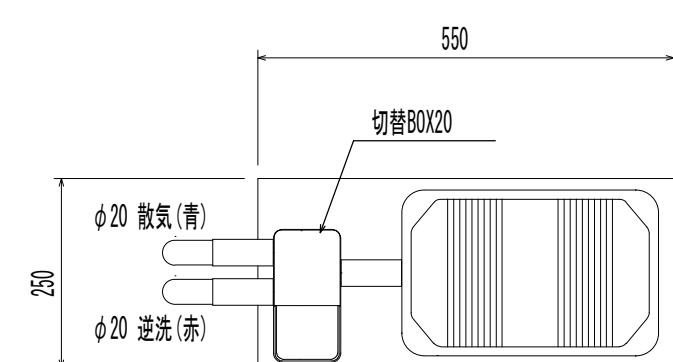
名 称	国交省対象 JIS記号	参考品番 : LIXIL	参考品番 : TOTO	付 属 品 及 び 仕 様 : TOTO	数 量
Ⓐ 洋風便器	-----	C-P25S	CFS494NSNS	TCF585S(AC100V-316W) TH343R YH150R/LS : コンバ外便器・低圧FV・洗净便座(振音付/乾燥無)・スベ7付紙巻	3
Ⓑ 洗面器	-----	L-2160FC	L830CRU	TEN77G1(AC100V) TL830G T7PW1 : 台付自動水栓・Pトラップ	4
Ⓒ 同上用カウンター	-----	MB-350M	ML35	L=1,500mm : 固定金具共	2
Ⓓ 化粧鏡	-----	KF-4560AE	YM4560FE	角形450 x 600mm・盗難防止・耐食	4
Ⓔ 横水栓	13-F7	LF-7R-13	T200CSNR13	キ一式・吐水口回転式	1



アンカー取付図 S=1/10

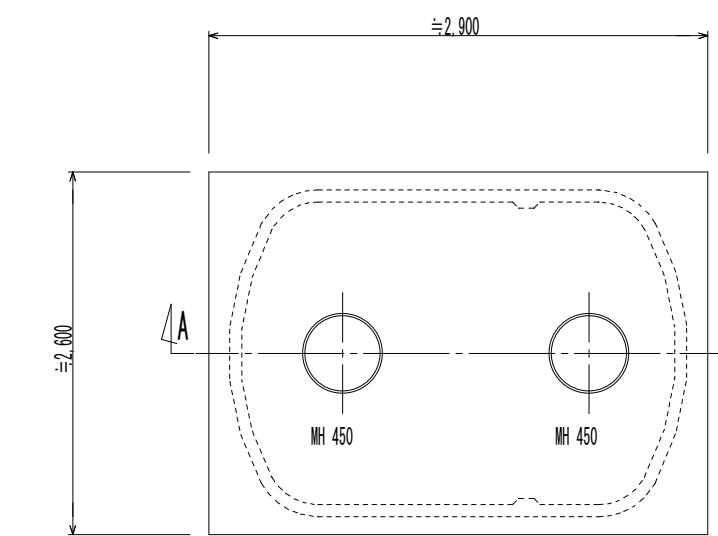
浮上防止具

名 称	サ イズ	数 量(個)
ターンパックル	7/8	6

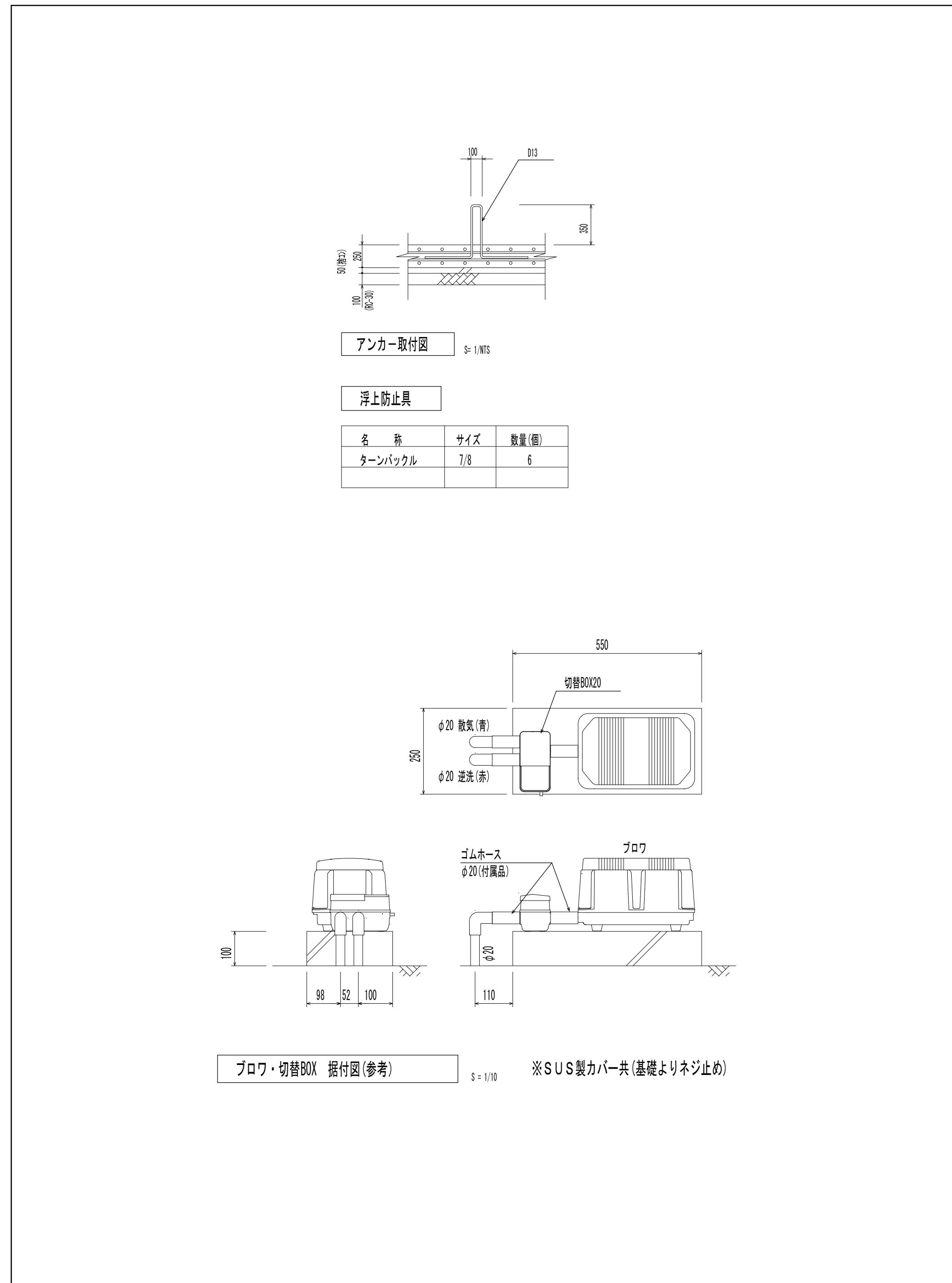
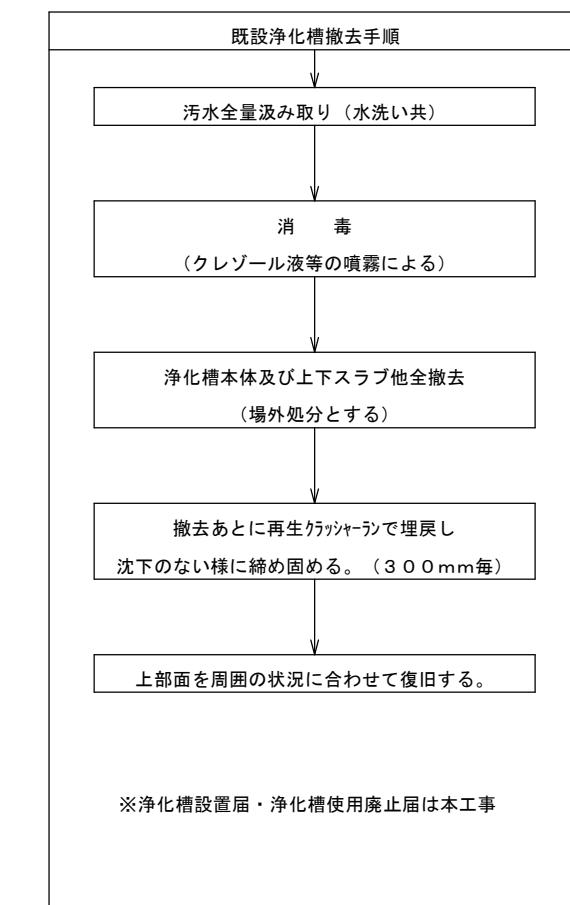
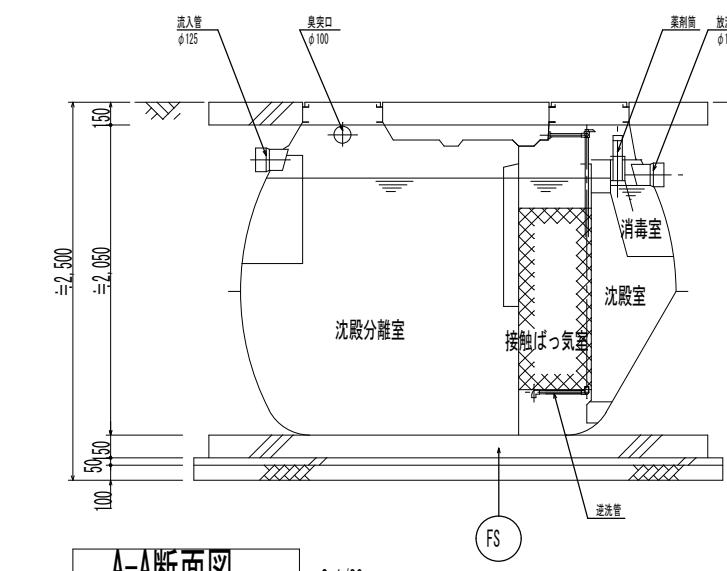


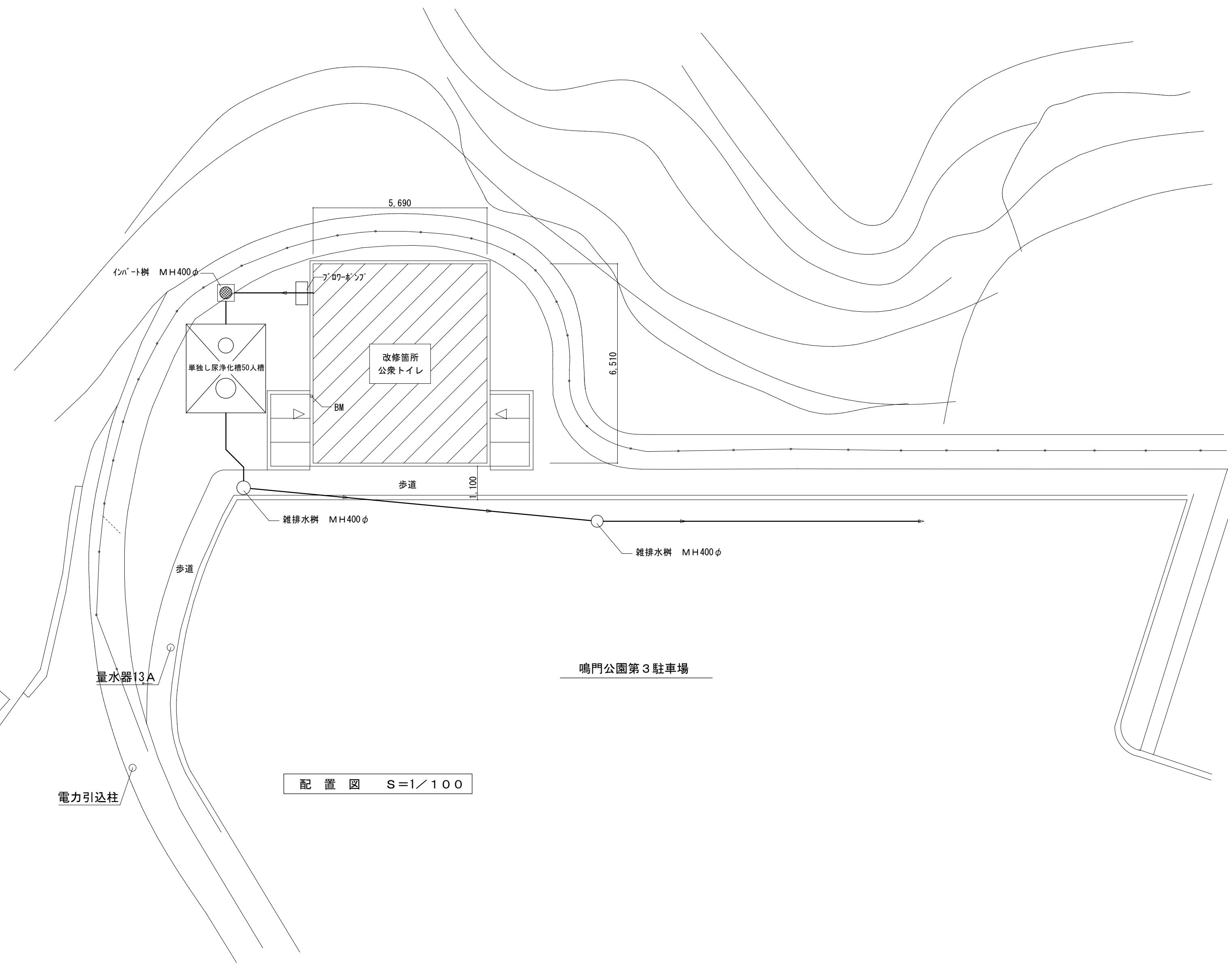
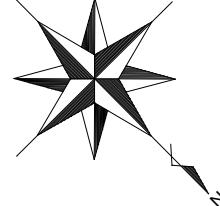
プロワ・切替BOX 据付図(参考) S=1/10

※SUS製カバー共(基礎よりネジ止め)



平面図 S=1/30





工事名称 R 2 営繕 鳴門公園 鳴・鳴門 第3駐車場公衆トイレ改修工事管	図面番号 P-7	max 株式会社 マックス設計 Urban Consultant	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2
図名 支障物件確認図	縮尺 A2 1/100 A3 1/143	大臣登録 第302457号 知事登録 第61074号 一級建築士 田淵 宏樹	TEL 0883(52)0574 FAX (53)9840